

埼玉県労働委員会訓令第一号

訓令

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県労働委員会会長 今 井 眞 弓

埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程（昭和四十年地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し「公印の名称、形状等」を「公印」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 公印の管理者は、審査調整課長とする。
 - 3 前二項に定めるもののほか、公印に関し、必要な事項は、埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の例による。
- 第四条から第六条までを削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。